

令和 4 年



とまり

議会だより



青森県六ヶ所核燃料再処理施設等視察研修
(令和 4 年10月 3 日～ 5 日)

No.186

令和 4 年11月 発行

発行／泊村議会 責任者／議 長 宇留間文宣

〒045-0202

北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191－7

TEL 0135-75-3451

令和
4年

第3回 定例会

会期 9月13日～16日



令和4年第3回泊村議会定例会は、去る9月13日招集され、会期を20日までの8日間と定め、開会初日13日は、議長の諸般の報告と村長から行政報告、教育長から教育行政報告が行われた後、1件の報告、1件の承認、人事案件1件を審議採決後、議案6件と令和3年度泊村各会計決算認定6件の提案理由の説明を受けました。

決算認定については、監査委員から決算における内容審査の結果報告を受けた後、全員構成による決算特別委員会を設置し、内容審査を付託し延会しました。

15日は、一般質問が行われた後、決算認定以外の議案6件について審議採決し、散会しました。

16日は、決算特別委員会を開催し、付託された令和3年度各会計歳入歳出決算6件を慎重審議の結果、いずれも認定するものと決定し、閉会しました。

その後、本会議を再開し、決算特別委員長報告後、令和3年度各会計歳入歳出決算認定の6件を承認、更に、意見書案2件の審議採決を行い、全日程を終了し、会期を4日残して閉会しました。

行政報告

高橋村長

新型コロナウイルスワクチン4回目の接種について

村では、8月31日をもって新型コロナウイルスのワクチン接種が終了致しました。

4回目の接種の対象者は、60歳以上の方と18歳から59歳までの基礎疾患等のある方、そして、医療

従事者となります。

接種については、老人ホームむつみ荘と茅沼診療所で実施し、60歳以上のむつみ荘の入荘者を含む4回目対象者は640名で、その内、566名が接種を受けられました。接種率は88.4%でありました。

また、18歳から59歳の基礎疾患等のある方は、42名、医療従事者の方が78名、泊村以外の住所外接種者が7名で、合計693名の方が接種を受けられました。

都合により診療所で接種を受けられなかった方は、1回目から3回目の希望者を含め、岩内町の医療機関で接種を受けることができ、9月1日から岩内町コロナワクチンコールセンターで申し込みを受け付けております。

PCR等検査無料化推進事業について

できる限り早期に全市町村において、新型コロナウイルス感染症に対する無料検査を受けることができる事業所を確保するという知事からの要請を受け、泊村では、7月22日から泊村公民館において、毎週金曜日の午後1時から午後5時まで無料で抗原検査を受けることができる検査所を開設致し

ました。

9月2日現在、旅行・帰省等の理由から8名の方が検査を受けており、今後においても、住民の皆様に更なる周知を図りながら実施をしてまいります。

令和4年度主要建設工事の進捗状況について（8月末現在）

◎泊村総合福祉センター改修工事

2階の改修については現在、既設の建材等を撤去し、電気配線の取り付けや空調機等の配管を行っており、1階についても8月22日よりデイスサービスの機能を改修の間、老人ホームに移し、現在、事務室・食堂・休養室・浴室等、早く利用者の方々に今までどおり施設を利用していただくために、集中的に1階の改修を進めており、10月下旬までには、1階のみを完成させる予定であります。

工期 令和5年3月17日まで
進捗率 21%

◎泊村通線舗装・側溝改修工事

舗装工事・側溝改修工事については、既に終了しており、現在、工事の完成図書等の書類を作成中であります。

工期 令和4年10月28日まで
進捗率 98%

◎盃配水池改修工事

建築主体においては、外壁の撤去や排水溝の設置をしており、今後については、配水池の改修や門扉・防護柵等の設置を実施予定であり、機械設備においては現在、機器製作をしているところであり、製作完了後に搬入予定であります。

工期 令和5年2月28日まで
進捗率 建築主体 47%
機械設備 12.7%

◎泊浄水場外構工事

敷地造成工事が終了し、今後、排水工・防護柵・舗装工を実施してまいります。

工期 令和4年11月30日まで
進捗率 20%

◎茅沼地区防災避難路整備工事

茅沼地区市街地から泊村公民館に通じる避難路でありまして、現在、既設階段の手すりの撤去及び新設手すりを製作中であります。今後は、舗装・階段工・防護柵を実施してまいります。

工期 令和5年1月20日まで
進捗率 5%

教育行政報告

高山教育長

学校教育関係

4月に全国の小学6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力・学習状況調査の結果が8月に文部科学省より公表されましたので、泊村立小中学校の状況についてご報告致します。

まず、小学校においてですが、泊小学校6年生の国語の平均正答率は53%で、話すこと・聞くこと・書くことの能力や知識・思考のほぼすべての領域で北海道・全国平均を下回りました。また、算数の平均正答率は55%で、北海道・全国平均を下回り、特に「数と計算」、「変化と関係」での理解不足が顕著でありました。また、理科の平均正答率は58%で、北海道・全国平均をやや下回り、特に「生命に関する領域」の理解力に課題が見られました。

中学校では、泊中学校3年生の国語の平均正答率が68%で、北海道・全国平均と同等の水準でした。数学では、平均正答率が48%で、北海道・全国平均をわずかに下回りました。また、理科の平均正答率は49%で、北海道・全国平均と

同等の水準でした。

小学校と中学校には、今回の調査結果を詳細に分析し、なお一層、学力向上のための取り組みを指示しております。

スポーツ大会への参加状況

小学校関係では、6月18日に小樽市で行われた小樽後志小学生陸上競技記録会、ジャベリックボール投げで、6年男子の杉本琉峨君が第3位となり、7月24日に苫小牧市で行われた全道大会に出場して第5位となりました。

中体連関係では、岩内第一・第二中と合同チームの野球部が後志中学校軟式野球大会にて優勝し、小樽市の代表校との後志代表決定戦にも勝利して、7月30日から千歳市で行われた全道大会に参加し、1回戦は勝利しましたが惜しくも2回戦で敗退しました。また、後志中学校柔道大会で、1年男子の加藤田将映君と3年男子の加藤田悠晴君が優勝し、7月28日から稚内市で行われた全道大会に出場し、1年生の将映君は1回戦で敗退、3年生の悠晴君は1回戦勝利し2回戦で惜しくも敗退となりました。

以上、スポーツ関係ですが、今後の活躍が期待されます。

社会教育関係

例年7月に小学6年生を対象に実施してきた「子供親善大使派遣事業」については、今年度は2年前に感染症拡大で事業中止となった現在の中学2年生も対象に計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の「第7波」と言われる全国的な感染拡大により、夏休み期間中の実施は見合わせることにし、今後は、感染症のピークアウトを見極め、伊方町との日程等の調整が得られれば年度内の実施に向けて、再度計画したいと考えております。

教育施設の利用状況（8月末現在）

泊村アイスセンター

（前年度対比 4, 518名増）
8, 918名
（前年度対比 1, 454名増）
571名増
とまりカブトラインパーク
（前年度対比 1, 175名増）
362名減

報 告



令和3年度泊村財政健全化判断比率等の報告

【監査委員による審査意見】

□健全化判断比率の実質公債比率のみが、1.3%となっているが基準の25%と比較して下回っており健全な状態にある。
□公営企業会計の資金不足比率について、基準の20%に比較しても資金に不足を生じていない状態にある。

健全化判断比率（令和3年度）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	1.3 (25.0)	— (350.0)

（ ）は早期健全化基準

資金不足比率（令和3年度）

特別会計の名称	資金不足比率（％）	参 考
簡易水道事業	—	経営健全化基準 20.0%
公共下水道事業	—	
集落排水事業	—	

審 議 し た 議 案

報 告（専決処分）

専決処分の承認を求めることについて（令和4年度古宇郡泊村一般会計補正予算（第3号））……………原案承認
……………歳入歳出それぞれ3, 436千円を追加補正し、総額を4, 809, 060千円としました。
消費活性化事業の事業費の増加分及び8月13日に開催した泊村ふるさと花火大会開催に係る経費の

増額等、特に緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、補正予算を専決処分したものであります。

【歳入の主なもの】

・産業振興奨励基金繰入金

2, 362千円増

【歳出の主なもの】

・消費活性化事業委託料

2, 362千円増

・花火大会開催経費

4, 810千円増

・群来まつり実行委員会補助金

17, 000千円減

人事案件

固定資産評価審査委員会委員の選任について……………原案同意

固定資産評価審査委員会委員の三島静雄氏、武井大三氏の任期満了に伴う再任と木村充夫氏の新任が、満場一致で同意されました。

条例の改正

泊村議会議員及び泊村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について……………原案可決
公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙公営の限度額が引上げられたことから、選挙運動費用に関

する公費負担を定める本条例について同様に改正するものです。

泊村職員の育児休業等に関する条例の一部改正について：原案可決

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族の介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が令和4年5月2日に公布され、10月1日から施行されることから、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めるため、人事院の意見の申出等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じた条例の一部改正です。

補正予算

令和4年度古宇郡泊村一般会計補正予算（第4号）……原案可決

歳入歳出それぞれ134,030千円を追加補正し、総額4,943,090千円としました。

【歳入の主なもの】

・新型コロナウイルス感染症予防対応地方創生臨時交付金

7,059,000円増

・日本海漁業経営基盤安定強化事業補助金

7,104,000円増

・指定寄附金

15,000,000円増

・企業版ふるさと応援寄附金

7,700,000円増

・産業振興奨励基金繰入金

11,303,000円増

【歳出の主なもの】

・岩内協会病院政策的医療交付金

3,764,000円増

・泊村立茅沼診療所政策的医療交付金

27,160,000円増

・魚類種苗等購入事業補助金

1,581,000円増

・消費活性化事業委託料

23,300,000円増

令和4年度古宇郡泊村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）……原案可決

歳入歳出それぞれ28,350千円を減額補正し、総額を382,876千円としました。

【歳入の主なもの】

・一般会計繰入金

28,350,000円減

【歳出の主なもの】

事業確定による工事請負費等の執行残を減額しました。

令和4年度古宇郡泊村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）……原案可決

歳入歳出それぞれ3,412千円を減額補正し、総額を118,408千円としました。

【歳入の主なもの】

・漁村整備事業補助金（漁業集落排水施設整備事業）

1,330,000円減

・一般会計繰入金

2,082,000円減

【歳出の主なもの】

事業確定による工事請負費等の執行残を減額しました。

令和4年度古宇郡泊村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……原案可決

歳入歳出それぞれ4,357千円を減額補正し、総額345,748千円としました。

【歳入の主なもの】

・社会資本整備総合交付金（下水道事業）

1,589,000円増

・一般会計繰入金

5,946,000円減

【歳出の主なもの】

事業確定による工事請負費等の執行残を減額しました。

決算認定

令和3年度古宇郡泊村一般会計歳入歳出決算……認定

歳入総額 5,203,853千円

歳出総額 5,167,060千円

歳入歳出差引額 36,793千円

繰越明許費繰越額 1,112千円

実質収支（財政調整基金積立金） 35,681千円

令和3年度古宇郡泊村国民健康保険特別会計歳入歳出決算……認定

歳入総額 42,672千円

歳出総額 41,998千円

歳入歳出差引額 674千円

令和3年度古宇郡泊村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算……認定

歳入総額 639,122千円

歳出総額 639,035千円

歳入歳出差引額 87千円（泊村簡易水道施設維持管理基金へ積立）



令和3年度古宇郡泊村集落排水事業特別会計歳入歳出決算…認定	歳入総額	60,140千円
	歳出総額	60,134千円
	歳入歳出差引額	6千円
令和3年度古宇郡泊村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算…認定	歳入総額	381,243千円
	歳出総額	361,127千円
	歳入歳出差引額	20,116千円
繰越明許費繰越額		20,015千円
実質収支（財政調整基金積立金）		101千円
令和3年度古宇郡泊村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算…認定	歳入総額	30,297千円
	歳出総額	29,903千円
	歳入歳出差引額	394千円

一般質問

滝本 一訓 議員

□役場職員の仕事の対応について

飯田 有二 議員

□中央バス神恵内線の廃止について

鎌田 耕行 議員

□泊村における新たに事業を起こす、起業支援について

滝本 一訓 議員

役場職員の仕事の対応について



皆さん、おはようございます。役場職員の仕事の対応について一般質問しますので、宜しくお願いを申し上げます。以前に、こういうことがありました。家の横の川が氾濫したとき、役場に電話をしたが、誰も来てもらえなかった。又、山の鹿が増えてきたので、

共和町に行つて話を聞いた。共和町は、電牧を貸し付けをしている。泊に聞いてみたらはというところで、産業課に頼んだら、見積書をとっていると。その後、何も話はなかった。又、家の横の川の側溝の蓋が、コンクリートで水が溢れた時に塞がったので、役場に開発局に話をするように頼んだが、3年たって

も、なんの返答もなかった。

又、昨年白別高齢者住宅のまわりの草刈りを役場に頼んだが、やってくれないと私への話があり、担当課長に現地に来て見てもらい、草刈りをしてもらった。

又、茅沼・白別公営住宅の入つてないところの草刈りをしていないと、村民から話があり、話をし、草刈りをしてもらった。

又、この間茅沼診療所のこと、一般質問した時に、村長は、誰も村に何も言つてこないと話をしていたが、私は村民から選ばれた代表であり、村民の声だと思つたのですが、いかがですか。

以前、村長に面談を申し入れたが、面談に応じてくれなかった。

上に立つ者、人の話に耳を傾けることが大事だと思つたのですが、村長今6点ほど、話をしました。今話をしたことについて、村長はどう思いますか。

高橋 村長

おはようございます。それでは、滝本議員のご質問にお答えを致します。

大きく6点についてであります。が、1点目の川が氾濫した時に、役場に電話したが、来てもらえなかったということですが、

過去10年以上前の話であります
が、当時、誰も現地を確認しなかつたことは村の対応として申し訳なかつたと思っております。現在は、台風や大雨時には職員がパトロールをしたり、住民の皆さんより電話があつた場合は、必ず現地を確認するようにしておりますので、引き続きこのような対応をしてまいりたいと思っております。

2点目の鹿対策として、泊村に電牧の貸し付けについて問い合わせたところ、見積もりをとっているということであつたが、何も連絡がなかつたとのことであります。が、これも平成29年の話でありまして、私も詳しくわかりませんが、調べましたら、当時のやりとりの文書が残っておりまして、滝本議員にも文書で回答をしておりまして、それまでに至る経緯の中で、職員の説明責任について、最後までしっかりと説明を果たしてはなかつた部分については、当時、職員が滝本議員に謝罪をしたところであり、電牧についても、貸し出しについては村に連絡をいただき、設置費用については個人負担となる旨をお伝えしたところであります。

り、できないものについては、住民の皆さんに理解をしていただけるよう説明をするようにと指導をしております。

今後、このような事案がないよう、引き続き指導をしてまいります。

3点目ではありますが、自宅横の側溝の蓋を開発局に直すよう頼んだが返答がなかつたとのことですが、当時、私は建設水道課長でありましたので記憶しております。

滝本議員が開発局に頼んでも直してくれないので、役場にも頼んでほしいと依頼があり、開発局に村からもお願いを致しました。

その後、開発局とのやりとりで、なかなか実施できなかったことは事実でありまして、ただ滝本議員には引き続き開発に頼んでいることは伝えておりました。

そこで、あまりにも実施が遅かつたため、私から開発へ「開発で直せないのなら村で直す。」と言ったところ、しばらくして滝本議員立ち会ひのもと、開発局で蓋の取り替えをしたところであり、当時、滝本議員からもお礼を言われたところであります。

開発局にも開発局の都合があり、遅くなつたのは事実であることから、今後においても関係機関

にこのような案件は速やかに実施するよう、村としてもお願いをしてまいります。

なお、同時に滝本議員から依頼のあつた自宅横の排水工については、村の管轄でありますので、すぐに改修をしたところであります。

4点目の高齢者住宅の草刈りと5点目の公営住宅の空き家の草刈りの件であります。公営住宅、高齢者住宅を含む村営住宅等は入居の際に草刈りと除雪は入居者本人の責任である旨を記載しております。しかしながら、滝本議員からご指摘を受けて、現地を確認したところ、住宅の後背地に法面があつたことから、担当課で危険であると判断したため、また、入居している方々も高齢者であるということを鑑み、草刈りをしたところであり、また公営住宅の空き家の草刈りについてもご指摘をいただき、村として住宅管理の観点から草刈りをしたところであります。

村も全て気づくわけではありませんので、こういった指摘は今後においてもしていただきたいと思ひます。

最後6点目の茅沼診療所の件であります。滝本議員が住民に選ばれた代表であるということは、充分認識しておりますが、前回の

一般質問でもお答えしたように、村の方にはそういった苦情はありませんし、住民の方々からそういった声は私を含め担当課においても聞いてはおりません。

更に、住民に選ばれた代表ということであれば、ここに滝本議員のほか7名の議員もいらつしやいます。が、そのような声はいただいておりません。

ただ、滝本議員の意見を聞かないということではなくて、滝本議員と同様の声が、他の議員さんからも出てきて、住民の皆さんからも多く声が出てきた時点で、検討や対策を講じていかなければならぬと思っております。

また、面談の件につきましても、以前の一般質問で回答したとおり、私との面談の中での話を一般質問に取り上げるのであれば、村長室でお話しする意味がないため、公の議会の場で質問された方がいいのだらうということ。で面談をお断りしております。

そうした上で、上に立つ者は人の話に耳を傾けることが大事だと言われておりますが、私は就任して以来、コロナ禍の中にあつて、機会は少なくなつておりますが、あらゆる機会を捉えて、皆さんの声を聞いた中で、職員とも相談をしながら、村政を執行しておりますので、今後もそのような姿勢

で、村民の皆様のために職員一丸となつて頑張つてまいりたいと考えております。

滝本一訓議員（再質問）

家の横の川が氾濫した時、隣の機動隊の人が雨に濡れながら、頼みにいったわけではないが、全員きて手伝ってくれたので、大事には至らなかったが、役場に連絡しているのだから、その時に、私が電話をして、役場の女の人が電話に出たんですけども、やはり、連絡をしてるんだから来て見るべきだと思う。

又、山の鹿のことだが、予算がつかなかったらしいが、駄目なら駄目で知らせるのが当たり前だと思うのですが、村長に、今文書でつていう話しましたけども、何も言つてこないもんだから、私が文書で抗議するような形の文書を出したつてことなんですよ。して今ここにそのもらつた文書もありますけれども、やはり、私ね思うんだけど、つかなかったらつかないで、駄目なら駄目でやつぱり、役場に頼んでるんだからさ、やつぱり知らせることが私は大事でないかなと思うのさ。

して、家の横の側溝の蓋のこと

については、建設水道課に頼んで、3年たつても話がないので、開発局のことについては、役場はあてにならないので、自分でやることにしたと。私自身が、開発局に行つて、「あなた方こんな仕事をしていいんですか。」と。「この件については、役場からも3年たつても返答がないので、ここでは話にならないので、札幌の開発局に行きますから。」と。家に帰つたら、開発局から電話があり、「開発局でやります。」と。その後すぐ取り外しの蓋にしてみました。

茅沼・白別公営住宅の草刈りについては、空いてるところの公営住宅の、私も見に行つたんですが、軒下まで草があつたと。村民から、こんな村の管理の仕方がなつていないと。

村長、私は村の仕事の仕方がなつていないと思うんですが、村長いかがですか。

高橋村長

今るお話がありましたが、私が就任してからの話であれば、これから、そういうような対応で、1点目回答したとおりね、やつていきたいとは思つております。

ただ、昔の話をいろいろされても、当時、そういうような対応

で、今お聞きして、そこは申し訳なかつたとね、言っているんでね、1点目回答したとおり、今後改善していく部分はしっかり改善していきたいと思ひます。

以上です。

滝本一訓議員（再々質問）

村長、今話をしたことを含めて、私はいろいろと村民から相談を受けました。

又、こういうことがありました。泊のカレンダーが見づらいと。役場担当者に話をして、見易くしてもらつた。

又、プレミアム商品券も、村民から、普段の日には買えないから、日曜日にも売るように頼まられた。これも担当課長に言つて、「商工会によその倍以上の補助金を村が出しているのだから、日曜日にも売るようにしても、バチが当たらない。」と話をしました。私が話をして、日曜日にも売るようにになりました。

以前の話で、家の横の川の氾濫、山の鹿、開発の側溝の蓋の話、又、白別高齢者住宅の草刈りの話をしたが、何年たつても、村民の話に耳を傾けない役場。

鯉御殿元作業員から、木から落ち、そのことで、

宇留間議長

滝本さん、滝本議員、通告の話からずれてますから、通告の話に戻つてください。

滝本一訓議員

私は、小樽で済生会病院に入院したことがあります。その時に、これ、続いていることですから聞いてください。

宇留間議長

いいや、続いても、基本的には。

滝本一訓議員

駄目だったら削除してもいいですから。

宇留間議長

だから、削除以前に、1問目の6問の問いかけに対しての村長の答弁に対して、滝本さんの意見を新たに述べるような形で進めてく

ださい。それが、一般質問の形式になつてございますので、そこから話がずれていくとなると、その話をいつまでやってしまうとですね、延々となるので。

滝本一訓議員

議長、まず聞いてね、駄目だったら削除して。

宇留間議長

削除とかそういう問題ではないんです。

発言ができる、できる範囲というの、一般質問の決まりの中で決まっていますので、1回目の質問通告にあります6問の中で話を進めてください。

それができなければ、申し訳ありませんが、一般質問としては打ち切らせていただきます。

どちらかを選んでください。

滝本一訓議員

いや、今言わせてもらいたいんですけども。

宇留間議長

いや、駄目です。

滝本一訓議員

関連してるからね。

宇留間議長

いえいえ。

滝本一訓議員

それで駄目だったら削除してください。

宇留間議長

いや、削除ではなく、発言を許しません。

滝本一訓議員

それもできないってこと。

宇留間議長

はい。一般質問はあくまで1回目のこの6問の質問に対しての答弁と質疑になります。それから外れたら、申し訳ありませんが、一般質問の枠を超えてございますので、そういう質疑はですね、今これから決算委員会等もありますので、その決算委員会の中で、言いたければ、その中で発言をお願いします。

一般質問の枠は、この最初の1問目の6問の中での範囲での質疑をお願いします。

滝本一訓議員

議長、したら、今まで話をしたことを含めて、もう少し村民の声に耳を傾ける役場であるべきだと思うのですが、今話をしたことを含めて、村長、役場職員が変わらなければ駄目だと思うのですが、村長いかがですか。

高橋村長

私は就任してから、先程言ったとおりね、住民の方々の要望に対

してはね、しつかり、できる、できないに関わらず、しつかり回答するように、又、説明責任を果たすようにと指導しておりますので、引き続きね、このような姿勢でやってまいりたいなと思っております。

いろいろと個別案件だとか、るる申し上げられましたけども、その都度、担当課長だとかそちらにご相談いただいてね、しつかりご指摘をしていただければいいんじゃないのかなと私はこのように考えております。

村民の声は、私は聞いているつもりです。

滝本議員が聞かれた声、それがね、多くなれば、やっぱり、村はそっちに動かざるを得ないですから、ただ、今現在、いろいろ議員さんも他に7名いらっしゃいますけども、村民の声含めてね、そういった声はあまり聞こえてきてないんでね、ただ、これからも村民の皆さんのね、声を聞いて、村政を執行していくというのは間違いないことですから、そこあたり辺、滝本議員さんが言っている声が大きくなった時にね、私は対応していきたいと思えます。

以上です。

滝本一訓議員

議長、終わります。

寄付行為の禁止

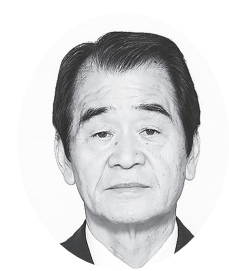
議員は、選挙区内の方にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されており、有権者が求めてもいけません。

ご理解をお願いします。



飯田 有二 議員

中央バス神恵内線の廃止について



中央バス神恵内線の廃止について質問いたしますので、宜しくお願いします。

9月6日全員協議会において、中央バス神恵内線の減便について説明がありました。平日5便に、休日は3便に減るそうですけど、前回の減便の時にも、12時から16時までの間帰ってこれない事態となり、大変不評となった事があります。

又、令和2年、3年の赤字額の負担割合を調べてみました。道補助を省いた金額です。

令和2年赤字額39,303千円で、泊村36.78%、神恵内村が39.31%、両村で76.09%、令和3年赤字額31,854千円で、泊村が39.01%、神恵内村が35.63%、両村で74.64%です。

今は、岩宇4ヶ町村で令和6年9月以降も神恵内線を存続することと要望しておりますが、この負担割合からしますと、今後泊村と神恵内村が中心となって協議して

いかなければならないと思いますが、村長はこの廃止についてどのように取り進めて行くのか、聞かせて下さい。

高橋村長

それでは、飯田議員のご質問にお答え致します。

中央バスの神恵内線については、中央バスより令和6年9月末で廃止するとの方針が示され、本年4月には、岩宇4町村長で神恵内線の存続の要望をしたところでありますが、ご指摘のとおり10月1日から平日が5便に、休日が3便に減便されるわけでありますが、減便にあたっては、岩内高校に通う生徒にアンケートを実施した中で、減便の方針が示されました。

住民の皆様の足の確保の重要性については、神恵内線の沿線町村である岩宇4ヶ町村も充分認識を

しております。廃止の存続要望と並行して、新たな交通体系として、住民の皆様の足を確保すべく、岩宇4ヶ町村で検討をしているところでもありますので、今後におきまして、これらの検討状況等については随時ご報告させていただきます。

以上です。

飯田有二議員（再質問）

岩宇4ヶ町村で検討していくという返答ですけど、先日、高齢者の方の意見を聞く機会がありまして、40人位の人だったと思うんですけど、9割方がこの減便それから廃止について不安があつて、今後病院や買い物などどうなるのか。又、免許証のある人は75歳ぐらいで免許証の返納を考えていたが、これもできないのではないかと。かと言って事故も恐いしと大変困惑しておりました。

村長、これらの意見を聞いてどう思いますか。2年後つてあつという間です。今からでも対応策を協議しておいても遅くはないと思いますが、いかがでしょうか。

高橋村長

今言われました住民の皆さんのね、声っていうのはね、私も把握しておりまして、そこで、住民のね、皆様の足の確保の重要性っていうのはね、十分考えております。それで、なにも泊村だけがね、うちの村だけでできることではないんでね。そこあたり岩宇4町村で、今検討してるところなんです、それは、そういう、いろいろ今るる申し上げられたことは十分認識しておりますんでね、そこを踏まえて、今検討しておりますのでね、その結果は、先程申し上げましたとおり、検討状況等はね、逐次報告してまいりたいなと思います。以上です。

飯田有二議員

足の確保の方は宜しく願います。議長、これで終わります。

鎌田 耕行 議員

泊村における新たに 事業を起こす、 起業支援について



通告に従い一般質問を行います。

泊村における新たに事業を起こす起業支援について、村長にお伺い致します。

企業が設立されると、それに伴う雇用が生まれ、地域雇用の促進につながり、「企業の誘致が一番経済効果が高い」ということで、各地方自治体が起業者の支援に力を入れていることは言うまでもありません。

現在、泊村の企業支援制度については、「泊村企業振興促進条例に基づく助成措置等」、「電源地域振興促進事業費補助金」（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業、通称F補助金）、「電源地域域対策交付金による電気料金の実質的な割引措置」、「泊村産業振興奨励資金貸付金」及び「泊村中小企業振興資金利子補給」の5項目あります。

この中で、泊村内に事業所を新

設・増設する企業（事業者）に対し、泊村に立地する企業の促進を図るため、必要な助成措置を講じ、もって産業の振興と雇用の促進を図り、地域活性化に資することを目的に制定された「泊村企業振興促進条例」に基づく助成措置等についてですが、同条例第4条（事業者の指定）として、

（1）泊村内に新設される事業所であって、当該事業所に係る固定資産を取得するために要する費用の合計額が1,000万円以上で、かつ、雇用者（日々雇入れられる者を除く）の数が5人以上のもの。

（2）泊村内に増設される事業所であって、当該事業所に係る固定資産を取得するために要する費用の合計額が500万以上で、かつ、雇用者（日々雇入れられる者を除く）の数が3人以上のものと、助成措置等については、1固定資産税の免除、2建設費助成金

は新設又は増設する際の建設費が3,000万円以上。3基盤整備助成金は、新設又は増設するための土地購入及び用地造成に要する経費。4設備等助成金は、新設又は増設する際の設備費用等が1,000万円以上で、2・4の助成金は10分の3を限度に助成する。ただし、2,000万円を限度とする。と規定しております。

現在まで、この泊村企業振興促進条例に基づく、新設事業者及び増設事業者が条例の指定を受け、現在も泊村で事業を営んでいる実績が数件あり、泊村の産業振興と雇用の促進に寄与していることと認識しております。

ただ、泊村の小売業、飲食店等のサービス業の店舗数は年々減少しており、特に、小売店、飲食店の減少は住民生活及び商工観光業振興に直結している課題と認識しております。

この条例による対象事業者の新たに事業を起こす新設、助成措置等の建設費・基盤整備費・施設費要件が、比較的大きい規模の事業者を想定しており、小規模な製造業・小売業・飲食店並びにサービス業等、手に職を持ちやる気のある者、ふるさと泊村に恩返しをしたいと願い、この泊村に魅力と可能性を感じる村内外の事業者は、なかなかこの条例の条件に該当

し、起業することが難しいと思われますが、このことに對し、村長の考えをお伺い致します。

高橋 村長

それでは、鎌田議員のご質問にお答え致します。

ご指摘のとおり、現在の「泊村企業振興促進条例」は、村への企業誘致を目的とした、比較的規模の大きい企業を対象とした条例の内容となっております。

近年は、生産年齢層を終え、故郷にＵターンしてくる方々も増えており、その中には、手に職を持ち、起業を考える方々がいることも予想されます。又、泊村の商業においては小売店等サービス業の店舗は年々減少傾向にあることも踏まえ、小規模事業者として新たに起業を考える事業者を対象とする支援制度等については、道内市町村等の事例を含め調査をし、制度の創設について、関係機関である泊村商工会とも協議をした中で検討をしてみたいと思っています。以上です。

鎌田 耕行 議員

村長、関係団体と協議し、今後そういう事情もあるということとで考えると、検討するということの答弁をいただきましたので、私からちよつと事例を含めて申し述べたいと思います。

近隣の神恵内村、又は、いろんな各地区の施策があります。

神恵内村、またはちよつと違いますが、私が視察に行ってきた島根県隠岐諸島の海士町のナマコ加工処理施設、青森県の道の駅ふかうら、共和町の神仙沼自然林休養林休息所、又は、その他そういう自治体が施設整備し、施設管理委託等の契約により、起業の支援の促進を図るため、いろんな政策をやっております。

このように、起業支援策は、その地域の特性により様々な施策がありますが、ただ起業ではなく、戦略的に支援分野を地域産品を活用する飲食店、買い物弱者への支援、旅客ですとか運送や、まちづくり推進などの地域の課題に直結する重要な施策の一環とも考えられますので、そういう施策を組み合わせながらやっていくのも大事だと認識しております。

折しも、昨年2021年から「第

5次泊村総合計画」並びに「第2次泊村総合戦略」がスタートしました。

基本構想で、むらづくりのテーマとして「ふらり とまり」ということで、「行ってみたい・住んでみたい・帰ってきたい」となっております。

現在コロナ禍で、なかなか経済活動は鈍化しておりますが、いずれ来るであろう、コロナ禍後の収束、収束つちゅうのは終わりではなくて、収めて束ねるということである一定程度落ち着くという意味でございますけれども、コロナ禍後の社会変化は、集中型から分散型へと変化すると私は思っております。

今だから、泊村だからこそ条例の改正、新設を早急に整備し、いつでも対応できる体制を整えることが、今後の泊村の地域活性化に寄与するものと確信しております。

村長、どうか、ふるさとを思う者もいるし、手に職を持つてる者もいると。

そういう者もいるということをお話し、きめ細やかな施策、村政をお願いします、私の一般質問を終わります。以上です。

議会を傍聴してみませんか

手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付票に記入するだけの簡単な手続きです

お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。臨時会は、必要に応じて随時開きます。

◎ 新型コロナウイルス感染防止のため傍聴される場合は、次のことにご協力をお願いします。

- 議場への入場時に出入り口に設置しております消毒液を活用し、手指の消毒をお願いします。
- 議場では、マスクの着用をお願いします。

意見書の提出

9月定例会において次の意見書等を議決し、地方自治法の規定により、関係機関へ提出しました。

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっています。

わが国と海との歴史的、文化のおよび経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の7月20日に固定化することを要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の現実を目指しています。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要であります。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であります。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望致します。

記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。
- 4 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。
- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 9 堤防設備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

議会 会 日 誌

令和4年8月1日～
令和4年10月31日

8月

6日 例月出納検査(両委員出席)
24日 後志町村議会議員研修会
(岩内町 全議員出席)
26日～30日 令和3年度各会計決算審査
(両委員出席)

29日 後志広域連合議会運営委員
会
令和4年第1回後志広域連
合議会臨時会
(倶知安町 宇留間議長出席)

9月

5日 自由民主党北海道第四選挙
区支部移動政調会(岩宇・
南後志地区)
(倶知安町 宇留間議長出席)

6日 後志町村議会議長会役員会
(倶知安町 宇留間議長出席)
全員協議会(全議員出席)
議会運営委員会
(全委員出席)

7日 例月出納検査(両委員出席)

13日 第3回定例会(開会)
(全議員出席)
15日 第3回定例会(再開)
(結城議員欠席)
16日 決算特別委員会
(全委員出席)

21日 第3回定例会(再開・閉会)
(全議員出席)
しりべし高速交通ネット
ワークフォーラム2022
(ニセコ町 宇留間議長出席)
22日 令和4年第2回岩内地方衛
生組合議会定例会
(岩内町)

令和4年第2回岩内・寿都
地方消防組合議会定例会
(岩内町 三浦議員出席)

25日 議長杯パークゴルフ大会
(宇留間議長出席)
27日～29日 令和4年度各会計定例監査
(両委員出席)

29日 「君の椅子」4村合同贈呈
式(宇留間議長出席)

10月

1日 第32回議長杯グラウンドゴ
ルフ大会(宇留間議長出席)
3日 後志町村議会議長会臨時総
会
(倶知安町 宇留間議長出席)



議長杯パークゴルフ大会

3日～5日 泊村議会青森県核燃料再処
理施設等視察研修
(青森県六ヶ所村 各議員出席)
5日 元黒松内町長 谷口 徹氏町
葬
(黒松内町 宇留間議長参列)
7日 例月出納検査(両委員出席)
20日 議会だより編集委員会
22日 自由民主党北海道政経セミ
ナー
(札幌市 宇留間議長出席)
26日～28日 第13回全国原子力立地議会
サミット
(東京都 各議員出席)

編集 後 記

「議会だより」第186号をお
届けいたします。
今回は、9月の令和4年第3
回定例会について編集いたしま
した。
ぜひご覧になって、村の方針
や議会活動もご理解願いたいと
思います。
また、議会だよりに対するご
意見・ご要望等がございました
ら、遠慮なく議会事務局までご
連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文宣
吉田 茂樹
三浦 弘文
長尾 透

お 願 い

行事案内など、議長宛の文書は
議会事務局へお届け願います。